

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>14. (成年後見人等の届出)</u></p> <p><u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、本人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p><u>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</u></p> <p><u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前第1項および第2項と同様に、当店に届け出てください。</u></p> <p><u>(4) 前第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。</u></p> <p><u>(5) 前第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p><u>(6) 前第1項から第3項の届出により、カードの利用を停止する場合があります。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>20. (準拠法・合意管轄)</u></p> <p><u>(1) 本規定にもとづく諸取引の契約準拠法は日本法とします。</u></p> <p><u>(2) この規定にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当組合の本店または支店の所在地を管</u></p>

	轄する裁判所を管轄裁判所とします。
(新設)	21. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。